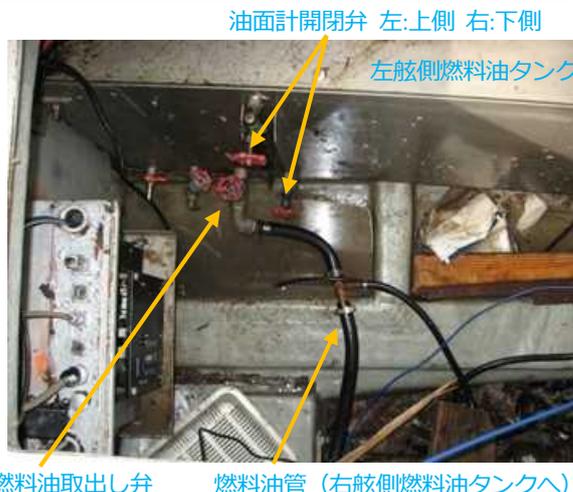


操業中、両舷燃料油タンクの油量が低下して燃料供給不足となり、また、主機のクラッチを中立位置にすることを失念して始動できなかった事例

事故の概要：本船（漁船、総トン数3.0トン、10.10m(Lr)、ディーゼル機関、出力：201kW）は、はえ縄の揚収作業中、乗り揚げ、船底の破口等を生じた。

事故の経過：

- ・本船は、船長が 1 人で乗り組み、はえ縄漁の目的で、11 時 00 分ごろ漁港を出港し、漁場に到着、右舷側燃料油タンクの油量が少なくなったので、左舷側燃料油タンクの燃料油取出し弁を開いて両舷のタンクから燃料油が供給された。
- ・船長は、陸岸から約 30m 離れた場所にはえ縄を投入した後、しばらくして前部甲板の右舷側で遠隔操縦装置を使用して主機を前後進させながら、巻揚げ機ではえ縄を揚げ始めた。



- ・本船は、船長が、12 時 10 分 ごろ、主機を後進としていたところ、**突然主機が停止**したので、操舵室へ行き、主機の始動を試みたが、クラッチを後進に入れた状態としていたことを忘れ、始動することができず、風潮流によって南東方へ圧流されていたので、錨を船首から投入したものの、12 時 20 分ごろ右舷船尾から岩場に乗り揚げた。
- ・船長は、本事故の通報を行った後、船体の状況を確認し、船底に破口を生じて魚倉、機関室等が浸水しているのを認めた。本船は、えい船で引き下ろされた後、陸揚げされた。

事故前の状況：燃料油タンクは、タンク下端から約 2.5 cm の高さに燃料油取出し弁及び油面計下端部の開閉弁が取り付けられ、**燃料油取出し弁取り付け位置より下部の燃料油**（両タンクで約 43 ℓ）が**使用できない構造**となっていた。

本船は、出港時、船長が両タンクの燃料油残量から翌日に補油をすればよいと考えて出漁し、両舷燃料油タンクから燃料油を供給した際、油量が両タンク共に油面計下端から約 2 cm の高さとなっており、補油の目安としていた高さ（残量）となっていた。

原因：本事故は、本船が、はえ縄の揚収作業中、主機が停止して始動できなかったため、風潮流に圧流され、岩場に乗り揚げたものと考えられる。

主機は、船体が横揺れして燃料油タンクの油面が低下した際、燃料油取出し口から空気を吸い込み、燃料油の供給が阻害されて停止した可能性があり、また、クラッチが後進の位置にあったことから、始動できなかったものと考えられる。

再発防止に向けて（事故等の防止対策）

- ・燃料油タンク内の使用できない油量を考慮し、**必要な燃料を搭載**しておくこと。
- ・主機始動の際には、クラッチレバーが中立運転位置にあることを確認すること。

本事故の調査報告書は当委員会ホームページで公表しています。（平成 30 年 4 月 26 日公表）
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2018/MA2018-4-45_2018ns0006.pdf